

警報発令時のセミナー・講習会等の 開催の取り扱いについて

一般社団法人広島県発明協会

次の基準で、開催か中止を決定します。この基準に従って各自でご対応ください。

1. 午前開始の場合は、6時30分～8時30分、午後開始の場合は10時30分～12時30分
の間に「開催場所の属する地域」に気象庁から「特別警報」又は「暴風警報」が発令さ
れている場合は、講義を中止とします。

その後、警報が解除されても講義中止に変更はございません。

※ 気象警報・注意報等は気象庁ホームページよりご確認ください。

2. 上記1. 以後（開催時間中も含む）に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合
は、状況により講義を中止する場合があります。会場にて事務局よりアナウンスいたし
ますので、その指示に従ってください。
3. 中止になったセミナー・講習会等の振替日時については、後日、受講者に連絡するほか、
協会ホームページに掲載いたします。